

蒲郡市役所庁舎内壁面広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市役所庁舎内壁面広告（以下「壁面広告」という。）に関して、蒲郡市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において壁面広告とは、民間企業等の広告をする目的で蒲郡市役所内の壁面、柱等に掲出するポスター類をいう。

(広告の内容)

第3条 壁面広告は、要綱第3条に定めるもののほか次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

- ア 結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介すること等を目的としたもの
- イ 脅迫、暴力、その他犯罪行為を示唆し、又は、誘発するおそれのあるもの
- ウ 自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は、引き合いにしたもの
- エ 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は、不快な印象を与えるもの
- オ 表現が誇大で事実と異なるもの
- カ 広告内容が市役所来庁者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの

(2) 市の業務の遂行に支障を及ぼすもの

(3) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

(4) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業、又は前身が非合法組織であった企業の広告

(5) 差別を助長するおそれのあるもの

(6) その他市長が掲載する広告として適当でないと認めたもの

(広告主)

第4条 壁面広告として広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、市内に活動拠点を持つ法人その他の団体若しくは個人事業主又はその他市長が認めるものとする。

(設置場所)

第5条 壁面広告は、蒲郡市役所内の壁面、柱等のうち別に市長が指定する場所に

設置するものとする。

(設置期間)

第6条 壁面広告の設置期間は、3年間とする。ただし、市長は、広告設置者（広告主を募集し、当該広告主に係る広告を設置するものをいう。以下同じ。）と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(広告設置者の募集方法)

第7条 市長は、広告設置者の募集を広報がまごおり及び市ホームページにより行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間及び広告設置者の選定基準その他募集について必要な事項について、募集要項で定める。

(壁面広告の申込み)

第8条 壁面広告を行おうとするものは、前条第2項において定める募集要項に基づき、壁面広告申込書（第1号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告設置者の審査)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第7条に規定する蒲郡市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付し、その審査結果に基づき広告設置者を選定するものとする。

2 審査委員会は、提出された書類等に基づき、その壁面広告の実現性、業務実績、信頼性、その他の条件（掲載料）等を総合的に評価するものとする。

3 市長は、壁面広告の申込みをしたものに対し、第1項の審査の結果を、壁面広告許可・不許可内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(行政財産の使用許可)

第10条 前条の規定により壁面広告の内定を受けたものは、蒲郡市行政財産使用料条例(平成5年蒲郡市条例第1号)の規定に基づく行政財産の使用許可を受け、所定の使用料を納付しなければならない。

(広告掲載料)

第11条 広告設置者は、市との間で締結する協定において定める広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の募集及び掲載の決定)

第12条 広告設置者は、広告主の募集にあたり自らが広告主の募集者であること

を明確にするとともに、市が広告主の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 広告設置者は、壁面広告を掲載しようとするときは、事前に壁面広告掲載申込書（第3号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査委員会において広告内容等の審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

4 市長は、広告設置者に対し、前項の審査の結果及び付帯条件等を、壁面広告掲載決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（広告内容の変更又は取消し）

第13条 市長は、前条の規定により掲載を決定した壁面広告について、必要に応じて審査委員会において審査を行い、当該審査の結果により、当該壁面広告の内容の変更を求め、又は掲載の決定を取り消すことができる。

（壁面広告製作上の注意事項）

第14条 広告設置者は、壁面広告の設置時期及び場所について市長の指示に従わなければならない。

2 広告設置者は、市の業務内容等を壁面広告に掲載する場合は、市長の指示に従わなければならない。

（問題発生時の対応）

第15条 広告設置者は、壁面広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

（中止）

第16条 市長は、当該壁面広告の内容が不適当と認めるときは、壁面広告の掲出を中止することができる。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第17条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第18条 この要領に定めるもののほか、壁面広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

壁面広告申込書

年 月 日

蒲郡市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

蒲郡市役所庁舎内壁面広告について、関係書類を添えて申し込みます。

本年度及び前年度の 壁面広告の実績	
広告掲載料（1,000 円以上で、1,000 円単位の額を提示して下さい。）	月額 円
広告主の募集方法	
担当者氏名	
電話番号及び F A X	
提出書類	1 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、事業主の身分証明書。いずれも提出期限前 3 か月以内のもの） 2 直近事業年度の納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税を完納していることがわかるもの。いずれも提出期限前 3 か月以内のもの） 3 事業者概要
その他	申込みに当たっては、 蒲郡市広告掲載要綱、蒲郡市広告掲載基準及び蒲郡市役所庁舎内壁面広告取扱要領の内容を遵守します。

第 2 号様式（第 9 条関係）

庁舎壁面広告許可・不許可内定通知書

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 付けで申込みのありました壁面広告内容について、下記のとおり内定しましたので、通知します。

記

内定区分	☐ 許可します。 ☐ 許可しません。
提出書類	内定（許可）の場合は、蒲郡市行政財産使用料条例に基づき、行政財産の使用許可を受けてください。

第 3 号様式（第 1 2 条関係）

壁面広告掲載申込書

年 月 日

蒲郡市長 様

(広告設置者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

蒲郡市役所庁舎内壁面広告取扱要領第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申_し込みます。

記

1 広告申込者

所在地	名称	申込み期間

2 添付書類 広告案

3 その他

(1) 上記の全ての申込者は、蒲郡市広告掲載基準第 3 条に規定する業種又は事業者には該当しません。また、蒲郡市の市税等の納税状況を市が確認することに同意しています。

(2) 広告設置者の担当者及び連絡先

担当者：

連絡先：

第4号様式（第12条関係）

壁面広告掲載決定通知書

年 月 日

(広告設置者)

様

蒲郡市長

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 審査結果

広告申込者の名称	可否の別	備考

2 付帯条件等